

認知症サポート医地域連携促進事業

現状・課題

- 単身高齢者の増加により、主治医がいない方等の地域包括支援センターでの対応が難しい事例が増加
- 地域包括支援センターでの対応が難しい状況となる前に、必要な方が適切な支援につながるためには、日常的に地域包括支援センターと認知症サポート医（国制度、都内約1,800人）が連携することが不可欠

事業内容

（１）「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表等（Ｒ６年度～）

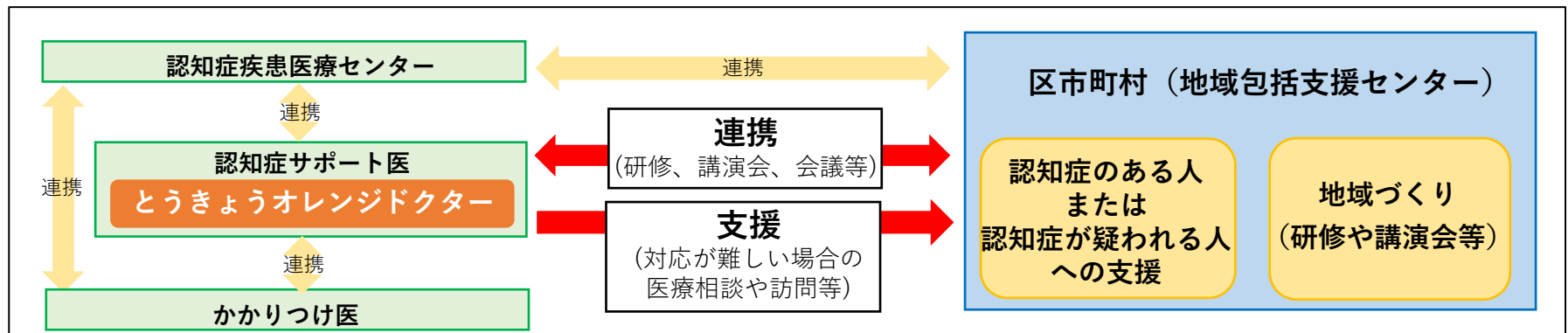
地域包括支援センターと連携して活動するサポート医を**都独自**に「とうきょうオレンジドクター」に認定・公表
リーフレットや活動報告会等により情報発信し、地域での連携・活動を促進
※令和６年度・７年度認定数 計２０４人



（２）区市町村補助（Ｒ７年度～）

「とうきょうオレンジドクター」に対し、区市町村が下記の依頼等を行う場合にかかる費用を支援

- ①研修や講演会、会議等への参加依頼等の日常的な連携
- ②地域包括支援センターでの対応が難しい場合の医療相談や訪問等の依頼



【補助率】 10／10 【補助基準額】 1 区市町村あたり 1, 1 8 5 千円

【事業期間】 令和 6 年度から 8 年度まで

とうきょうオレンジドクター 認定要件

■都内に勤務する認知症サポート医のうち、次に掲げるアからオまでの要件をすべて満たす者

ア 認知症診療歴 5 年以上（自己申告）

イ 診療件数 10 名以上／月 または 在宅医療件数 3 名以上／月

ウ 認知症サポート医等フォローアップ研修への参加回数

（前々年度の 4 月 1 日から申請を行う日までの間に 3 回以上）

エ 地域包括支援センターとの合意書（※注）

オ 都が行う調査において、下記全てに対応可能又は参加可能と回答、かつ公表に同意していること

認定の有効期間：5 年

- ①自らが主治医として関わる認知症（もしくは認知症疑い）のある方以外についても、地域包括支援センターからの相談に応じ、助言と支援を行う
- ②所属する区市町村の初期集中支援チームのチーム員として参加できる。
- ③所属する区市町村で認知症検診に関する事業に参加できる。
- ④認知症カフェ等の本人や家族介護者を対象とした取組への参加ができる。
- ⑤住民向け講演会や専門職向け研修等の企画立案への協力や講師として参加ができる。

【更新申請】

新規認定要件ア、イ、ウ、エ、オを満たす必要有。認定要件ウについては、認定有効期間内に、「認知症サポート医等フォローアップ研修」のグループワークに 1 回以上の参加を含む 3 回以上の参加が必要。
（地域包括支援センターとの合意書は改めて 5 年）

※注 「地域包括支援センターとの合意書」

認知症サポート医から地域包括支援センターに、認知症のある方への診療及び入退院支援や、地域包括支援センターの相談医、認知症カフェ等の認知症のある人と家族介護者等を対象とした取組への参加、運転免許更新や成年後見に係る診断書作成等について、協力することを双方合意の上で約束した書面